

船橋市教育委員会会議臨時会会議録

1. 日 時 平成21年3月5日(木)
(委員持ち回り会議)

2. 教育委員 委 員 長 篠 田 好 造
委員長職務代理者 山 本 雅 章
委 員 中 原 美 恵
委 員 石 坂 展 代
教 育 長 石 毛 成 昌

3. 説明職員 管理部参事兼総務課長 高 橋 忠 彦

4. 議 題

議案第11号 学校教育法に基づく副校長の設置に伴う関係規則の整理に関する規則について

議案第12号 船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第13号 船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

5. 議事の内容

提案理由

【管理部参事兼総務課長】

議案第11号

学校教育法に基づく副校長の設置に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

議案第12号及び議案第13号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行及び統計法の改正等に伴い規定の整備を図る必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

質疑

【委員】

ページ5、9、16、17、20の本文中「つかさどる」は漢字で「司る」ではないか。

【管理部参事兼総務課長】

学校教育法第37条第5項及び第7項中で規定している副校長の設置等にかかる条文において、「つかさどる」と、ひらがなで規定されているものに基づくものである。

【委員】

ページ17の「自己啓発等休業を加える」とは、どのような休業なのか。

【管理部参事兼総務課長】

本件は、地方公務員法の一部改正により、自己啓発等休業の制度を設けたことに基づき、規定の整備を図るものである。内容については、任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、休業することを承認することができるという規定である。

持ち回りにより、議案第11号、議案第12号及び議案第13号は原案のとおり可決された。